

地域・職域連携推進協議会の設置等について

目 次

1	地域・職域連携推進協議会の設置について・・・	1
2	千葉市地域・職域連携推進協議会設置要綱・・・	3
3	千葉市地域・職域連携推進協議会委員名簿・・・	5
4	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	6

関係法令（地域保健法、健康増進法）

地域・職域連携推進事業実施要綱（厚生労働省）

地域・職域連携推進協議会の設置について

がんや心臓病、糖尿病といった生活習慣病を予防するためには、個人の主体的な健康づくりへの取組みが重要であり、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が必要となります。

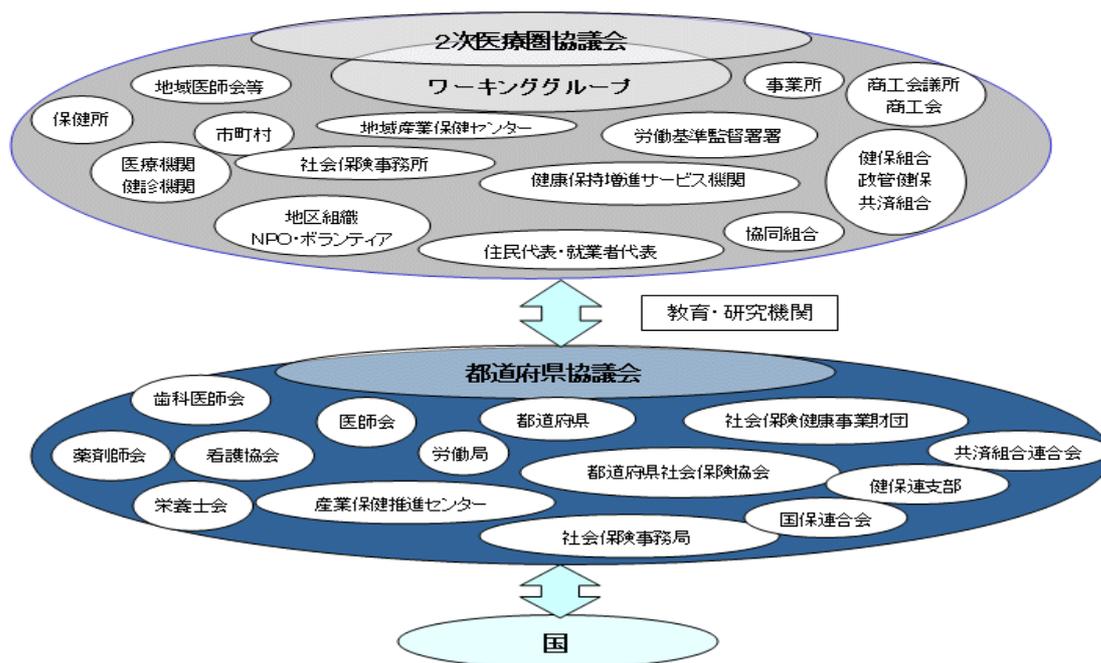
国においては、平成18年度から地域保健と職域保健の連携の推進を図るため、都道府県、二次医療圏レベルで「地域・職域連携推進協議会」を設置するよう、地域・職域連携推進事業を支援しています。具体的には「地域・職域連携推進ガイドライン」の活用や、健康課題の明確化や健康づくりに関する社会資源の情報交換や保健事業の共同実施等の連携事業を実施することにより、生活習慣病対策を推進するための体制整備を進めていくこととしています。

本市では、国の主旨を踏まえ、地域保健、職域保健、関係団体等による健康課題の明確化や健康づくりに関する社会資源の情報交換を図り、健康づくりや生活習慣病対策が生涯を通じ継続的に展開するように「千葉市地域・職域連携推進協議会」を設置し、地域・職域連携推進事業を推進していきます。

2次医療圏における協議会のモデル

2次医療圏の協議会の役割

- 1 地域保健・職域保健、関係団体等による健康課題の明確化
- 2 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整
- 3 具体的な事業の企画・実施評価の実施



連携事業の実施

連携事業の実施にあたっては、ワーキンググループなどで分析・検討を行い、連携事業を企画・提案し、地域の実情を考慮しながら連携内容の具体化及び実施計画を作成し連携事業を進めていきます。連携事業の実施は、人的資源の相互活用を始めとして場所や情報、知識、技術などの共有化を図ることにより総合的、効果的、効率的、継続的な事業展開ができます。

1. 連携事業の分類

連携事業は、下記のタイプに分類することができます。

地域・職域の共通課題やニーズを把握するための調査事業（実態調査、意識調査等）

- ・ 小規模事業所の健康管理に関する調査
- ・ 小規模事業所における健康意識実態調査
- ・ 企業における健康づくり実態調査
- ・ 地域における分煙推進状況調査
- ・ 事業所における健康づくりアンケート調査など

健康づくりに関する事業（健康教育、健康相談等）

- ・ 出前健康講座
- ・ 働きざかり健康講座
- ・ 健康教室（ヘルスアップカレッジ）の実施
- ・ 元気な職場づくりの実践
- ・ たばこ、騒音対策、腰痛予防、飲酒についての指導など

全体企画としての事業（フォーラム、健康情報マップ作成、ポスター作成等）

関係者の資質の向上に関する事業（マニュアル作成、研修会等）

- ・ 働きざかりの健康づくり研修会
- ・ 事業所における健康づくり研修会など

千葉市地域・職域連携推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市における地域保健及び職域保健を担う組織の連携により、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、もって働き盛り層の生活習慣病等の予防と健康寿命の延伸を図ることを目的として、千葉市地域・職域連携推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市における地域保健及び職域保健の連携に関する次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 地域の健康課題に関すること。
- (2) 前号の課題に対する地域の各関係機関・団体の役割に関すること。
- (3) 具体的な連携事業の企画・実施・評価等の推進に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 職域保健関係機関を代表する者
- (3) 保健医療関係団体を代表する者
- (4) 住民又は就労者を代表する者
- (5) 保健福祉局健康部保健所長の職にある者
- (6) 保健福祉局高齢障害部こころの健康センター所長の職にある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第 7 条 協議会は、具体的な連携事業の企画等を行うため、必要に応じ作業部会を設置する。

(個人情報保護)

第 8 条 協議会は、事業の実施にあたり、個人情報の保護について関係法令を遵守し、最大の配慮を行う。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、保健福祉局健康部健康企画課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 9 日から施行する。

千葉県地域・職域連携推進協議会名簿

No.	区 分	氏 名	所 属 役 職 名
1	学 識 経 験 者	能川 浩二	千葉大学名誉教授 千葉産業保健推進センター所長
2	職域保健関係機関	吉野 寛	千葉社会保険事務局保険課長
3		川上 洋一	千葉銀行健康保険組合常務理事
4		黒畑 稔	千葉労働基準監督署安全衛生課長
5		森 征之	千葉労働基準協会専務理事、事務局長
6		小浜 雄一郎	千葉市地域産業保健センター運営委員長
7		町田 恵子	社会保険健康事業財団千葉県支部
8		斉藤 三男	千葉商工会議所常務理事
9		今井 義成	千葉市土気商工会専務理事
10		柏熊 彩	千葉県厚生農業協同組合連合会
11	保健医療関係団体	今井 俊哉	(社)千葉市医師会理事
12		阿左見 葉子	(社)千葉市歯科医師会理事
13		松澤 須美子	(社)千葉市薬剤師会副会長
14		松永 敏子	(社)千葉県看護協会専務理事
15		小林 道彦	(社)千葉県栄養士会副会長、千葉支部長
16	住民・就労者代表	飯塚 芳子	千葉市食生活改善協議会長
17		松戸 義明	千葉市地区労働者福祉協議会長
18	地域保健関係機関	石川 洋	千葉市保健所長
19		渡邊 基樹	千葉市こころの健康センター所長

地域保健法

第四条 厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域保健対策の推進の基本的な方向
- 二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項
- 三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十一条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項
- 四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項
- 五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項
- 六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平六法八四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針

(平成六年十二月一日) (厚生省告示第三百七十四号)

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

四 地域保健及び産業保健の連携

住民が地域又は職域を問わず、生涯を通じて共通の基盤に立った保健サービスを受けられるようにするためには、地域保健及び産業保健の連携が重要である。また、健康寿命の延伸等を図るためには、地域における生涯を通じた健康づくりに対する継続的な支援が必要である。そのためには、保健所及び市町村が中心となり、個人の年齢、就業先などにより異なる保健事業者間の連携を図り、次のような事項を行うことにより、継続的な健康管理の支援が可能となるような体制整備を図っていくことが必要である。

- 1 地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進すること。
- 2 地域保健の保健計画の策定に当たっては、産業保健との連携を図りつつ、目標、行動計画を立て、それに基づき保健活動を推進すること。
- 3 健康教育や健康相談等の保健事業及び施設や保健従事者への研修会などに関する情報を共有するとともに、相互活用等の効率的な実施に配慮すること。

健康増進法

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳(自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。)の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(以下「健康診査等指針」という。)を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

(平成十六年六月十四日)(厚生労働省告示第二百四十二号)

第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

7 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、老人保健及び産業保健等の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携(以下「地域・職域の連携」という。)を図ること。

地域・職域の連携の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、健康診査の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。この場合、広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置するとともに、より地域の特性を生かす観点から、地域単位(保健所の所管区域等)においても関係機関等から構成される協議会等を設置するよう努めること。なお、関係機関等から構成される協議会等が既に設置されている場合は、その活用を行うこと。

協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。

- (一) 都道府県単位
 - イ 情報の交換及び分析
 - ロ 都道府県における健康課題の明確化
 - ハ 各種事業の共同実施及び連携
 - ニ 研修会の共同実施
 - ホ 各種施設等の相互活用
 - ヘ その他保健事業の推進に必要な事項
- (二) 地域単位
 - イ 情報の交換及び分析

- 地域における健康課題の明確化
- 八 保健事業の共同実施及び相互活用
- 二 健康教育等への講師派遣
- ホ 個別の事例での連携
- へ その他保健事業の推進に必要な事項